

# 新潟市古町地区魅力創造支援補助金

## 1. 新潟市古町地区魅力創造支援補助金とは

古町地区が持つ地域資源を活かした事業を行う者に対し、その費用の一部を補助することで、立ち寄りたくなる場所を作り、回遊性を向上させるなど、同地区の魅力向上を図ることを目的とした制度です。

## 2. 補助対象事業

古町地区が持つ地域資源を活かしたコンテンツ創造を行う事業で、次の要件を全て満たすもの  
※コンテンツ創造とは…商品、サービスその他これらに類するものの新規開発又は改良を行うこと

- (1) 新潟市古町地区将来ビジョンの具現化に寄与すること。
- (2) 宗教、政治及び選挙活動が含まれる事業並びに公共の福祉に反する事業でないこと。
- (3) 行政庁等の許可、認可等が必要な場合は、当該許可、認可等を受けられることが確実に見込まれること。

### 【補助対象事業の一例】

- ・古町ならではの「体験型の観光スポットの開設」
- ・古民家を活用した「複合施設の開設」
- ・古町芸妓や食など「みなとまち文化を気軽に楽しめるスポットの開設」 など

## 3. 補助対象者

「2. 補助対象事業」を行う団体又は個人 ※法人格の有無は問いません。

## 4. 支援内容

| 項目   | 概要   |   |         |    |                           |    |  |      |   |     |                       |     |   |          |                                 |       |                            |
|--|--|---|---------|----|---------------------------|----|--|------|---|-----|-----------------------|-----|---|----------|---------------------------------|-------|----------------------------|
| 補助金の上限額  | <b>500万円</b>   |   |         |    |                           |    |  |      |   |     |                       |     |   |          |                                 |       |                            |
| 補助率  | 補助対象経費の <b>2/3</b>   |   |         |    |                           |    |  |      |   |     |                       |     |   |          |                                 |       |                            |
| 補助対象経費   | <table><thead><tr><th>経費区分</th><th>対象経費の説明</th></tr></thead><tbody><tr><td>謝礼</td><td>専門家（アドバイザー、講師等）の招へいにかかる謝礼</td></tr><tr><td>旅費</td><td>専門家（アドバイザー、講師等）の招へいにかかる旅費及び販路開拓等のための旅費</td></tr><tr><td>消耗品費</td><td>補助対象事業の用に使用したことが明確で、その金額が特定できる物品（取得価格が1品につき3万円未満のものに限る。）の購入にかかる経費</td></tr><tr><td>役務費</td><td>補助対象事業の実施に必要な通信料及び郵便料</td></tr><tr><td>委託料</td><td>補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費</td></tr><tr><td>使用料及び賃借料</td><td>補助対象事業の実施に必要な機器、設備等のリース料及びレンタル料</td></tr><tr><td>備品購入費</td><td>取得価格が1品につき3万円以上の物品購入にかかる経費</td></tr></tbody></table> | 経費区分  | 対象経費の説明 | 謝礼 | 専門家（アドバイザー、講師等）の招へいにかかる謝礼 | 旅費 | 専門家（アドバイザー、講師等）の招へいにかかる旅費及び販路開拓等のための旅費 | 消耗品費 | 補助対象事業の用に使用したことが明確で、その金額が特定できる物品（取得価格が1品につき3万円未満のものに限る。）の購入にかかる経費 | 役務費 | 補助対象事業の実施に必要な通信料及び郵便料 | 委託料 | 補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費 | 使用料及び賃借料 | 補助対象事業の実施に必要な機器、設備等のリース料及びレンタル料 | 備品購入費 | 取得価格が1品につき3万円以上の物品購入にかかる経費 |
|  | 経費区分   | 対象経費の説明   |         |    |                           |    |  |      |   |     |                       |     |   |          |                                 |       |                            |
|  | 謝礼   | 専門家（アドバイザー、講師等）の招へいにかかる謝礼   |         |    |                           |    |  |      |   |     |                       |     |   |          |                                 |       |                            |
|  | 旅費   | 専門家（アドバイザー、講師等）の招へいにかかる旅費及び販路開拓等のための旅費                            |         |    |                           |    |  |      |   |     |                       |     |   |          |                                 |       |                            |
|  | 消耗品費   | 補助対象事業の用に使用したことが明確で、その金額が特定できる物品（取得価格が1品につき3万円未満のものに限る。）の購入にかかる経費 |         |    |                           |    |  |      |   |     |                       |     |   |          |                                 |       |                            |
|  | 役務費  | 補助対象事業の実施に必要な通信料及び郵便料   |         |    |                           |    |  |      |   |     |                       |     |   |          |                                 |       |                            |
|  | 委託料  | 補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費             |         |    |                           |    |  |      |   |     |                       |     |   |          |                                 |       |                            |
|  | 使用料及び賃借料   | 補助対象事業の実施に必要な機器、設備等のリース料及びレンタル料                                   |         |    |                           |    |  |      |   |     |                       |     |   |          |                                 |       |                            |
| 備品購入費  | 取得価格が1品につき3万円以上の物品購入にかかる経費   |   |         |    |                           |    |  |      |   |     |                       |     |   |          |                                 |       |                            |
| ※消費税課税事業者の場合、補助対象経費は、消費税仕入控除税額を除いた額とする。<br>※「補助金交付決定通知書」により交付決定がなされた日以降の経費を対象とする。<br>※補助対象事業の用に使用したことが明確でない経費や、購入した物品がわかるレシート又は領収書により支払ったことを明確に確認することができない経費は除く。 |  |   |         |    |                           |    |  |      |   |     |                       |     |   |          |                                 |       |                            |



## 5. 申請について

(1) 申請受付期間 ※申請書類提出前に、必ず新潟市都市政策部へ事前相談を行ってください。  
令和4年7月1日（金） ～ 令和4年7月29日（金）

### (2) 申請方法

持参又は郵送のいずれか

【宛先】 〒951-8554  
新潟市中央区古町通7番町1010 古町ルフル ふるまち庁舎5階  
新潟市 都市政策部 宛

※送料は申請者側でのご負担をお願いします。  
※封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

### (3) 申請書類の入手方法

①新潟市ホームページからダウンロード

新潟市 古町 魅力創造

検索

②新潟市 都市政策部（ふるまち庁舎5階）窓口で配布

※受付時間は、午前9時から午後5時までです。（土日祝日除く）  
※申請書類の郵送による提供は行いません。

## 6. 補助対象者の決定方法

### (1) 選定方法

選定委員会を設置し、補助対象者の選定を行います。なお、選定委員会の会議は、非公開とします。

### (2) 審査項目と評価基準

| 審査項目           | 評価基準   | 配点  |
|----------------|--|-----|
| 事業の実現性         | 予定した期間内に実施可能な事業計画であり、その事業内容を中止することなく安定的に実施できる体制が整っているか | 10点 |
| 事業計画の有効性       | 新潟市古町地区将来ビジョンの方向性に合致するものか                              | 30点 |
|                | 古町地区の魅力を向上させ、恒常的な賑わいの創出に寄与するものか                        | 30点 |
|                | 事業の効果が古町地区全体に広がるものか                                    | 20点 |
|                | 新規性のあるものか  | 10点 |
| 補助対象経費の妥当性・効率性 | 経費の使途・金額が合理的で、費用対効果の観点から優れたものか                         | 10点 |
| 事業の波及性         | 「にいがた2km」の魅力向上に寄与するものか                                 | 10点 |

※にいがた2kmとは…新潟駅・万代・古町をつなぐ都心エリアのこと

## 7. スケジュール ※事業が選定された場合のスケジュール

